

# 入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）第２４６条第１項の規定により公告する。

令和７年９月３０日

福島県立美術館長 高橋 英子

## １ 入札に付する事項

### （１）買入れをする物品等の名称及び予定数量

灯油 予定数量４２，０００リットル（単価契約）

### （２）買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

### （３）契約期間 契約締結日から令和８年３月３１日

### （４）納入期限 契約期間内の福島県立美術館長が指示する日

### （５）納入場所 福島市森合字西養山１番地 福島県立美術館（地下タンク）

## ２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

### （１）施行令第１６７条の４第１項及び第２項各号のいずれにも該当しない者であること。

### （２）福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

### （３）福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。

### （４）福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

## ３ 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

### （１）提出期限 令和７年１０月１５日（水）午後５時まで

### （２）提出場所 郵便番号９６０―８００３ 福島県福島市森合字西養山１番地 福島県立美術館 総務課 電話番号 ０２４―５３１―５５１１

## ４ 契約条項を示す場所等

### （１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 ３に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県立美術館ホームページに

において公開する。

イ 期間 令和7年9月30日（火）～令和7年10月15日（水）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月22日（水） 午前10時

イ 場所 福島県立美術館 会議室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立美術館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には、1リットル当たりの単価（消費税及び地方消費税を除く。）を小数点以下第2位まで記載すること。

ただし、当該単価は購入物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価（銭単位）とし、代金の支払いは、契約単価に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511

ファクシミリ 024-531-0447

電子メール [artmuseum@pref.fukushima.lg.jp](mailto:artmuseum@pref.fukushima.lg.jp)

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。